

裁定の概要

【主文】

本件審査申立てを、棄却する。

【審査庁の判断】

- ・ 締結に当たり議会の議決を経た契約の解除について、条例で議決事項として定めることを否定する法令等の明文はなく、また、司法による直接的な判断が示されていないことから、今回の条例案が、地方自治法等の法令に違反するとまではいえない。
- ・ 本件条例案に関する審理や手続は適正に行われ議決されたこと等から、本件議決に裁量権の逸脱又は濫用があったとまでいうことはできない。
- ・ 二元代表制の下では、長と議会は、自らの権限と責任のみを主張することなく、互いの権限と責任にも配慮しつつ、意見の調整を図ることに最大限努める責務があると考ええる。